

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者で、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

(6) 住居（住所又は居所をいう。第13条及び第14条第1項第1号において同じ。）の定まらない者

(7)～(12) （略）

（削除）

(13) （略）

(14) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（特定金属類取扱業者（法人を除く。）の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号_____のいずれにも該当しないものを除く。）

(15) 法人で、その役員のうち第1号から第13号までのいずれかに該当する者があるもの

（削除）

（変更の届出）

第8条 特定金属類取扱業者は、第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは_____、公安委員会規則で定めるところにより、

（新設）

（新設）

(4)～(9) （略）

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第14号において「暴力団員等」という。）

(11) （略）

(12) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（特定金属類取扱業者（法人を除く。）の相続人であつて、その法定代理人が前各号、次号及び第14号のいずれにも該当しないものを除く。）

(13) 法人で、その役員のうち第1号から第11号までのいずれかに該当する者があるもの

(14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（変更の届出）

第8条 特定金属類取扱業者は、第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、

その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 特定金属類取扱業者が、法第3条第1項に規定する特定金属くず買受業の届出をしている場合において、同条第2項の規定により、届出た氏名又は名称、住所及び営業所の名称の変更の届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(営業の制限)

第13条 特定金属類取扱業者は、その営業所又は取引の相手方の住居____、事務所、事業所、倉庫、作業場所その他これらに準ずる場所以外の場所において、特定金属類の買受け、交換又は売却若しくは交換の受託（以下「買受け等」という。）をするため、特定金属類取扱業者以外の者から特定金属類を受け取ってはならない。

(本人確認等)

第14条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該特定金属類の買受け等の相手方（以下この条において単に「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ当該各号に定める事項（第16条____において「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(新設)

(営業の制限)

第13条 特定金属類取扱業者は、その営業所又は取引の相手方の住居（住所又は居所をいう。次条第1項第1号において同じ。）、事務所、事業所、倉庫、作業場所その他これらに準ずる場所以外の場所において、特定金属類の買受け、交換又は売却若しくは交換の受託（以下「買受け等」という。）をするため、特定金属類取扱業者以外の者から特定金属類を受け取ってはならない。

(本人確認等)

第14条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該特定金属類の買受け等の相手方（以下この条において単に「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ当該各号に定める事項（第17条第5号において「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

当該特定金属類について法第7条の規定による本人確認を行った場合

(2) 対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である特定金属類の買受け等をしようとする場合

(3) 過去に買受け等の相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であって、当該買受け等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うときその他の公安委員会規則で定める場合

(申告)

第15条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとする場合において、当該特定金属類について盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。ただし、買受け等に係る特定金属類が法第2条第2号に規定する盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めた場合において、法第10条の規定による申告をしたときは、この限りでない。

(本人確認記録の作成等)

第16条 特定金属類取扱業者は、第14条の本人確認を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとった措置その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録(第20条第2項において「本人確認記録」という。)を作成し、当該買受け等の行われた日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければ

(新設)

(新設)

(申告)

第15条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとする場合において、当該特定金属類について盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。 _____

(本人確認記録の作成等)

第16条 特定金属類取扱業者は、買受け等をするため、特定金属類を受け取ったときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類の買受け等の相手方についての本人確認の記録 _____ その他の公安委員会規則で定めるもの _____ (第20条第2項において「本人確認記録」という。)を作成し、その作成の_____日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければ

らない。 _____

(取引記録の作成等)

第17条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の売買、交換又は売買若しくは交換の委託（以下この条において「売買等」という。）を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該売買等の相手方の氏名又は名称、当該売買等の期日及び内容その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録（第20条第2項において「取引記録」という。）を作成し、当該売買等の行われた日から3年間、 _____
_____ これを保存しなければならない。 _____

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 第14条第4項第2号の規定により本人確認を要しない場合又は前項の特定金属類が特定金属製物品に該当する場合において、法第9条の規定による取引記録を作成した場合は、前項の規定は適用しない。

ならない。ただし、第14条第4項の規定により本人確認を行うことを要しない場合は、この限りでない。

(取引記録の作成等)

第17条 特定金属類取扱業者は、売買等により、特定金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところ _____
_____ により、次に掲げる事項の _____
_____ 記録（第20条第2項において「取引記録」という。）を作成し、その作成の _____
_____ 日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければならない。前条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(1) 売買等の年月日

(2) 売買等の場所

(3) 売買等に係る特定金属類の品目及び数量

(4) 売買等に係る特定金属類の特徴

(5) 売買等の相手方の本人特定事項

(6) 第14条第1項又は第2項の規定により行った本人確認の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

(新設)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 第16条又は第17条第1項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届け出をした者
- (2)～(4) (略)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 第16条又は第17条_____の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条_____の規定による届出をせず、又は虚偽の届け出をした者
- (2)～(4) (略)